

気象庁が発表する「噴火警戒レベル 1～5」の 5 段階について説明させていただきます。

【噴火警戒レベル 1】

・概ね、火山活動は静穏な状態であり、地震は 1 か月あたり数回～数十回程度で推進し、火山活動を示唆する地殻変動は認められず噴気活動も認められない。

【噴火警戒レベル 2】

・富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程で「レベル 2」は発表しない。
・火山活動が低下する過程などにおいて、「レベル 2」を発表する場合がある。

【噴火警戒レベル 3（入山規制）】

★火山活動が高まっており警戒が必要

・浅部の火山性地震（地下のマグマの移動など火山体またはその周辺で発生する地震）の増加

※24 時間で 100 回程度以上、または 1 時間あたり 10 回程度以上）

・浅部での低周波地震（通常の地震波よりも周波数の低い微小な揺れ）、火山性微動（火山性地震とは異なり震動が数十秒から数分、時には何時間も継続する）が複数回発生

- ・浅部での地殻変動を観測
- ・明瞭な表面現象

※噴気の地熱域の出現、地割れ、隆起・陥没などの地変

【噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）】

★居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性

- ・浅部の火山性地震の急増や規模拡大
- ・浅部での膨張を示す顕著な地殻変動を観測（レベル 3 よりも規模大）
- ・居住地域から離れた場所で小規模の噴火が発生

【噴火警戒レベル 5（避難）】

★居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫

・火山活動が高まっているの中で、体を感じる地震を含む顕著な地震が頻発しつつ地殻変動が加速

・居住地域から離れた場所で小規模の噴火が発災した後、さらに噴火活動が高まるなど居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫

★居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生

- ・噴火が発生